

## 令和4年度第2回安全衛生委員会議事録

日 時：令和4年9月28日（水） 10時～12時

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会会議室（web会議）

出席者：三谷哲也（委員長）、白坂悦夫、丸山長裕、長谷川滋、池上幸平、田村慎治、永田雄一、伊澤恭介

事務局：森谷 賢、香川智紀、日浦朋子、戒能伸定

### [配付資料]

議事次第

出席表

委員名簿（委員限り）

資料 1-1 令和4年度労働災害防止計画における活動目標を達成するための取組状況

資料 1-2 令和4年度労働災害防止計画における正会員独自の取組

資料 2-1 産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画（案）

資料 2-2 第3次労働災害防止計画策定までのながれ

参考資料 2-1 産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画（素案）に対する意見と対応案

参考資料 2-2 第3次労働災害防止計画における目標の表記追加（案）

参考資料 2-3 安全衛生活動の現状調査票（案）

資料 3 令和3年度に正会員が開催した安全大会について

資料 4 令和4年度第1回安全衛生委員会議事録

### [議事]

#### 1. 開会

#### 2. 連合会挨拶

森谷専務理事が次のとおり挨拶した。7月理事会において、長らく安全衛生委員会副委員長を務められた三谷氏が安全衛生委員長に就任された。また、本日は初めて参加される委員もいらっしゃる。

前回から第3次労働災害防止計画の議論を開始し、安全衛生規程を作成、実施することは計画の重点項目として共通の認識であった。本日も引き続き第3次労働災害防止計画について議論をお願いする。

10月開催の理事会で専務理事を退任することになる。委員の方々にはこれまでのご尽力に対し感謝申し上げる。

#### 3. 委員長挨拶

三谷委員長が次のとおり挨拶した。この度、安全衛生委員長を仰せつかった。重責ではあるが、皆様のご協力をいただきながら委員会を進めていきたい。

本日は第3次労働災害防止計画の案を固めたいと考えている。

#### 4. 委員紹介

## 5. 議事

### (1) 副委員長の選任

三谷委員長から、白坂委員を副委員長に推薦したいとの提案があり、全員一致でこれを了承した。

白坂委員が次のとおり挨拶した。重責ではあるが、出来る限り職責を果たす所存である。皆様のご協力をお願いする。

### (2) 各正会員における令和4年度の労働災害防止計画への取り組みについて

事務局が資料1-1～1-2に基づき、それぞれ説明した。

委員から以下の意見が出された。

- (長谷川委員) 新潟県協会は、令和2年度における安全衛生規程の作成率はトップであるが、アンケート調査では規程の必要性を感じないとする回答が1割程度ある。規程の作成を推進していく必要がある。
- (伊澤委員) 青年部が地域内で講師を務めることができる体制の整備に引き続き取り組んでいる。任期が変わり、講師がいない県もある。  
作成支援ツールを使用して、自社の安全衛生規程に着手し、研鑽しているところである。社労士に検討をお願いしたが、産廃業界のことがわかっていなかった。有料で良いので連合会が個社の実態に合わせた規程の作成を支援する仕組みがあると良い。  
← (三谷委員長) 講師の引き継ぎが課題と感じている。
- (田村委員) 資料1-1において作成支援ツールの認知率が低い。良いツールであるため活用しないのはもったいない。作成支援ツールの認知率を向上させることを検討すべきである。
- (丸山委員) 安全衛生規程作成以前に安全衛生の重要性の認知率が低い。どのような取り組みを実施しなければならないかというレベルに達していないので、作成が進んでいないのではないかと。
- (永田委員) 建設業界のように事故を起こせば指名停止といったペナルティがあれば安全衛生への取り組みが進むが、産廃業はそれが無いので、地道に時間を掛けて進めていくしかない。
- (池上委員) 事故があってからでは間に合わない。会社として事故防止のための周知徹底が必要である。仕事をしている中で、安全衛生に注力する時間を作るのは難しい。ここが課題である。
- (白坂委員) 大阪府協会では、安全衛生規程の作成支援ツールを使用して規程を作成している会員企業は多い。安全衛生規程に関する研修会を開催すればいつも満席となるが、満席のため参加できなかった会員が次の講習会には申し込んでいない。開催するタイミングも重要である。きっかけを与えることが重要である。  
作成支援ツールで基本的な安全衛生規程は作成できるが、個々の企業の実態に合わせて修正することが難しいようだ。大阪協会では、安全衛生規程の事例を示すなど、作成後のフォロー体制の構築に向けた検討を進めている。
- (三谷委員長) 協会は事業を認知させる活動から企業の実際の取り組みを支援する活動に動いていることがわかった。このことは次のステップとして考えていきたい。
- (専務理事) モデル安全衛生規程を改定する際に、安全衛生規程の実例を掲載してはどうか。

- (3) 産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画(案)について  
事務局が資料2-1~2-2及び参考資料2-1~2-3に基づき、それぞれ説明した。  
委員から以下の意見が出された。

【計画の目標(表記の追加)】

- (田村委員) 14ページについて、土俵が違うデータを対比させて良いのか。会員企業の方が明らかに安全衛生に取り組んでいると理解しているが、ここではその理解と異なる数字が示されている。どのように理解するべきか。  
← (事務局) 現在、連合会が把握している数値、すなわち会員取組状況調査のデータと厚労省の統計データを利用して集計したものである。会員取組状況調査を通じて把握できている数値は、令和3年度は死傷者数573人、回答数6,010社であり、1社あたりの死傷者数は0.095人である。一方、厚労省が公表している令和3年度の当業界の死傷者数1,503人、環境省が公表している令和4年現在の産業廃棄物処理業者数129,607社を用いて1社あたりの死傷者数を計算すると0.012人となる。  
当委員会における過去の議論では、非会員の事故が多いという意見が多数を占めていたが、その方向とは異なる計算結果となった。  
会員取組状況調査結果の精度に懸念はあるが、今後、当調査の精度向上に向けた検討を行う必要はあるだろう。現時点で把握している結果を踏まえると、当業界の労働災害を減少させるためには、会員企業における取り組みが非常に重要であるといえるのではないかと。  
会員企業の死傷者数が多いのは産廃業をメインに事業を行っている企業が多く、産廃業に従事している労働時間が長いためではないかと考えられる。  
← (三谷委員長) 会員企業数は業界全体の1割程度であり、非会員企業数が残りの9割と考えると、非会員企業の方が圧倒的に死傷者数が多いと思っていた。しかし、会員取組状況調査で得られた数値をもとに試算してみるとその理解とは異なる結果になった。この数値を使用することは混乱を招く可能性があるという指摘は理解できるが、第三次計画の策定に向けて、会員企業と非会員企業の分母となる数値の考え方など、この数値の資料は、今後どのように整理、理解していくべきかという根拠資料ではあるだろう。単純に比較することは難しいかもしれないが、これらの数値は国が公表している数値、連合会が調査により把握した数値であることは事実である。
- (丸山委員) 会員取組状況調査のデータは、事実として委員会でも取り扱うデータとしては良いが、表に出すデータではない。今までの業界として取り組んできた目標がうやむやになる。
- (永田委員) 会員取組状況調査のデータは運送業、サービス業に振り分けられていない数値である。産廃業としての数値ではない。委員会で取り扱うデータであれば良い。
- (田村委員) 誰もが理解しやすい数値を目標値とすべきである。
- (三谷委員長) 資料2-1産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画(案)7ページの2(2)における※印の記載は削除することで良いか。  
← (白坂委員) ※印の最後の括弧書きのみを削除すれば良いのではないかと。  
← (丸山委員) 根拠のないデータは削除すべきである。※印の記載は必要ない。  
← (池上委員) ※印の記載は全部削除した方が良いのではないかと。  
← (伊澤委員) ※印に記載されている数値は、当初の目標である死傷者数を996人以下に減少させることに関連づけているのか。

←（専務理事）※印の記載は、死傷者数の目標値である 996 人と関連づけているわけではない。会員企業における死傷者数がこれまで思っている以上に多いので、会員企業は率先して取り組み、会員企業が非会員企業の手本になってもらいたいという意図で記載している。

←（白坂委員）そのような主旨であれば、※印の記載は全部削除が良い。

←（長谷川委員）データの出所が違う数値を載せるのは混乱を招くのではないか。会員企業の 1 社あたりの死傷者数は異常に高い数値になっている。会員、非会員の会社規模はわからないが、労働災害統計の度数率は概ね 500 人規模の事業場で年 1 人死傷者数が発生すると 1 となる。会員取組状況調査の結果では 50 人の規模の事業場で 1 人死傷者数が発生していることになる。実態としては、妥当な数値であると思うが、混乱を避けるため削除すべきである。

### 【計画の重点項目】

#### (1) 経営者の意識改革

三谷委員長が原案について説明し、確認を求めたところ、全員異議はなかった。

#### (2) 労働災害防止活動の推進

##### ① 安全衛生規程の作成

三谷委員長が原案について説明し、確認を求めたところ、森谷専務理事からタイトルの「安全衛生規程の作成」を「安全衛生規程の作成及び実施」に修正したい旨の提案があった。三谷委員長がこれを諮ったところ、全員異議はなかった。

##### ② 当業界における発生数の多い労働災害の撲滅

三谷委員長が原案について説明し、確認を求めたところ、全員異議はなかった。

### 【委員から所属協会への説明】

- （三谷委員長）確定した第 3 次労働災害防止計画案について、委員が地域協議会の場などを利用して地域内の正会員に説明し、そこで出された意見を联合会事務局に報告して欲しい。それらの意見を参考に 12 月に開催を予定している第 3 回安全衛生委員会で第 3 次労働災害防止計画を確定したい。

←（丸山委員）私から宮城県協会事務局に説明し、宮城県協会事務局が地域協議会で説明するしかないが、委員は地域の代表として参加しているため、本委員会で決めれば良いのではないかと。照会ではなく、正会員には、検討状況の報告が良い。意見があれば地域から選任されている委員に伝えてもらえば良い。

←（長谷川委員）協会事務局を通じてなら可能ではあるが、時間の猶予がない中、委員から協会事務局に直接伝えるのも難しい。

←（白坂委員）地域協議会の参加が難しい立場ではあるが、参加できるように相談してみる。

←（伊澤委員）10 月に青年部の幹事会があるので対応する。

←（丸山委員）正会員に意見を求めるのではなく、委員会の決定事項として説明することで良いのではないかと。联合会事務局が正会員に意見をお願いするのであれば、出された意見は委員に報告して欲しい。

←（森谷専務理事）委員が地域の正会員の意見照会を行うことは難しいだろう。联合会が本日の資料及び議事録を全国の正会員に連絡する際に、資料 p.7～15 について意見

照会を行うとして、地域で出された意見は委員へ報告されることを念頭に置いておかななくてはならない。

← (三谷委員長) 委員から正会員に説明することが重要であると考えている。地域協議会と委員との関わり方は地域によって違うことは承知している。できる範囲で構わないので自地域の正会員に対して委員から説明することをお願いしたい。

意見交換の結果、第 3 次労働災害防止計画案は、本日の委員会で出された意見を踏まえ、委員長が事務局と相談して修正することとなった。本委員会案の最終確定及び意見照会の方法は、委員長に一任し、確定次第、各委員に連絡することとした。

なお、本日伊藤委員は欠席しているので森谷専務理事が 9 月 30 日中部地域協議会に参加した際に意見照会があることを説明する。

#### (4) その他

長谷川委員が神奈川県協会で作成した労災防止マニュアルを紹介した。取り寄せを希望する委員は、連合会事務局に連絡することとした。また、今年度は 10 月 19 月にオンラインで安全大会を開催するとの報告があった。神奈川県協会の安全大会の案内を連合会事務局が各委員に連絡することとした。

三谷委員長が資料 3 に基づき、広島県協会が開催した安全大会について説明し、以下を補足した。

- 毎回広島県労働局に講話をお願いしている。
- 安全標語は 500 点の応募があった。安全標語は事務局の発信メール、封筒などに使用している。
- 事例発表は会員企業にお願いし、大小の事業規模を織り交ぜながら行っている。
- マスク、メガネ、パワースーツなどの展示を行っている。
- 最後に参加者一同で安全宣言の唱和を行い、安全に取り組む決意を新たにしている。
- 参加者が固定しているのが課題である。

次回委員会は 12 月に開催を予定し、急ぎ日程調整を行うこととした。

#### 6. 閉会

白坂委員の挨拶により閉会した。